

家族と法 紛争100万件時代

日本で1年間に亡くなる人は約130万人。それぞれの悲しみと追悼とともに、多くの遺族が直面せざるを得ないのが遺産相続だ。

首都圏の60代女性も4年前、その一人だった。80代の義母が亡くなった。子供は長男である夫を含め5人。ただ亡くなるまでの3年間、1人で認知症の義母の介護をしたのは女性だった。奇声や徘徊(はいかい)の症状がある義母の元へ、毎日3時間かけて通った。

金銭算定難しく
死後、兄弟が遺産分割の調停を東京家裁に申し立てた。「介護による貢献を少しでも認めてほしい」。法定相続人ではない女性に代わり、夫が「寄与分」として相続分を増やすよう主張した。亡く

なった人の財産の維持・増加に寄与した人の相続を手厚くする仕組みだ。しかし女性自身が法定相続人でないことなどから主張は認められず、預金などを兄弟5人で均等に分け合うことに。女性のやるせない気持ちは今も消えない。



円満な相続を期待して専門のセミナーに参加する人は多い(1月、東京都中央区)。

規模な民法改正を検討中の法制審議会(法相の諮問機関)相続部会で、こんな議論が進んでいる。

現状で介護が「特別な寄与」と認められるケースはまれだ。無償の介護を金銭に算定するのは難しい。他の相続人の反発

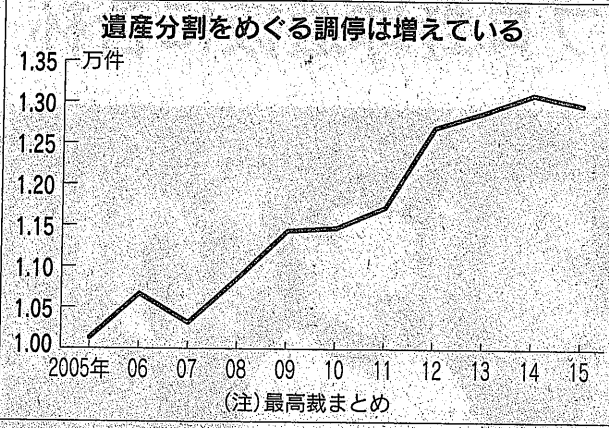
もある。当事者の合意による解決を優先する裁判所は争いがこじれるのを避けるため、法律に基づく割合(法定相続分)に頼りがちだ。

負担集中の恐れ
相続コンサルタント会社「夢相続」(東京)の曾根恵子代表は「裁判所は懸命に介護する人の感情まではくみ取ってくれない」と話す。

法制審は昨年6月の中間試案で、法定相続人以外が介護や事業を手伝った場合、相続人に金銭を請求できるようにする方向を示した。実現すれば、懸命に介護や看病をした家族と何もしなかった家族との不公平感が解消される可能性がある。

家裁の調停委員も務めた平田厚・明治大教授(家族法)は「裁判官が介護の貢献を積極的に相続に反映できるような法改正で、介護者の苦勞が報われる司法に変わるべきだ」と指摘する。

相続、介護の貢献どうまで



相続分野の民法改正の主な論点		意見公募結果
法制審部会の中試案	介護や看病の貢献反映	△賛否拮抗
相続人でない長男の妻らでも、特別な寄与があれば相続人に金銭を請求できる	配偶者に「居住権」	○賛成多数
夫が遺言で自宅を第三者に贈与しても、配偶者が一定期間住み続けられる	長く連れ添えば相続多く	×反対多数
結婚して20~30年過ぎれば、法定相続分を2分の1から3分の2に引き上げる		

改正議論進む

2015年の遺産分割の調停は全国で約1万3千件。この10年間で3千件近く増えた。今後も減ることはないだろう。法制審は年内に民法の改正要綱をまとめる方針だ。

とはいえ、相続紛争には親族間の感情のもつれが含まれることもあり、解決は容易ではない。相続で金銭面のメリットが生じることが、「かえって介護を一部家族に押しつける状況を固定化する」(相続に詳しい弁護士)との懸念もある。